

○邑南町木造住宅耐震化促進事業補助金交付要綱

平成24年3月21日

告示第13号

(趣旨)

第1条 この告示は、邑南町建築物耐震改修促進計画に基づき、地震に対して倒壊等の危険性の高い木造住宅の耐震性の向上を図り、地震に強いまちづくりを推進するため、邑南町内に存する木造住宅の所有者が当該住宅の耐震改修等を行う場合に、邑南町が予算の範囲内において補助金を交付することに関して邑南町補助金等交付規則(平成16年邑南町規則第34号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 国土交通省住宅局建築指導課監修、財団法人日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法」に掲載されている「一般診断法」(以下「一般診断法」という。)に基づき、木造住宅の地震に対する安全性を診断することをいう。
- (2) 耐震診断技術者 耐震診断を行う者をいう。なお、耐震診断技術者は、建築士法第23条の規定に基づく登録を受けた建築士事務所に所属する建築士で、かつ、島根県耐震改修設計施工技術者登録要綱第4条に登録のある者又は同等な技術者として町長が認める者とする。
- (3) 補強計画 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と判定された木造住宅に対し、当該評点を1.0以上に向上させるための計画(耐震診断技術者により設計されたものに限る。)をいう。
- (4) 耐震改修 補強計画に基づき実施する工事をいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助金の交付の対象となる住宅(以下「対象住宅」という。)は、邑南町

内に存し、次の各号に掲げる要件にすべて該当するものとする。

- (1) 所有者が自ら居住する住宅
- (2) 昭和56年5月31日以前に工事着手された戸建て住宅(店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満のもの)を含む。)
- (3) 在来軸組工法、伝統的工法、桝組壁工法による木造2階建て以下の住宅(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業、補助対象経費、補助金額及び補助限度額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、木造住宅耐震化促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添付し町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、速やかに補助の可否を決定し、交付する場合にあっては木造住宅耐震化促進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、交付しない場合にあっては木造住宅耐震化促進事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知しなければならない。

(変更承認申請)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、申請した内容を変更しようとするときは、木造住宅耐震化促進事業変更申請書(様式第4号)に必要な書類を添付し、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、木造住宅耐震化促進事業補助金交付決定変更通知書(様式第5号)により補助対象者に通知するものとする。

(事業の着手)

第8条 補助対象事業の着手は、交付決定通知後に行わなければならない。

(耐震事業の中止)

第9条 補助対象者は、補助金の交付の決定後に補助事業を中止するときは、木造住宅耐震化促進事業中止届(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助対象者は、耐震事業が完了したときは、速やかに木造住宅耐震化促進事業実績報告書(様式第7号)を必要な書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(交付額の確定等)

第11条 町長は、前条の規定による報告書の提出があったときは、当該報告書の審査、実地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、木造住宅耐震化促進事業補助金確定通知書(様式第8号)により当該補助対象者に通知しなければならない。

(交付請求)

第12条 補助対象者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、木造住宅耐震化促進事業補助金交付請求書(様式第9号)に町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第13条 町長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

事業区分	補助対象経費	補助金額	補助限度額
耐震診断事業	耐震診断に要する経費	補助対象経費の3分の2以内の額	1棟あたり5万円
補強計画策定事業	補強計画の策定に要する経費	補助対象経費の3分の2以内	1棟あたり40万円
耐震改修事業	耐震改修に要する経費(耐震改修に伴い必要となる撤去、復旧等に要する経費を含む)	助成額(補助対象経費に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額に相当する額(以下「所得税特別控除相当額」という。)を加えた額をいう。)から所得税特別控除相当額を控除した額の100分の23以内の額	1棟あたり80万円

備考 補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。